

資料3 犬ねこの引取りや殺処分等

論点メモ

1 犬ねこの引取りや殺処分

(1) 実態

往時と比べて減少したとはいえ（特に犬が顕著）、依然として多数の犬ねこが収容・殺処分されている。特に大都市部では、産み捨てられた「子ねこ」の割合が大きくなってきている。また、犬ねこ以外の動物の引取りの要請もある。

(2) 対応策（案）

引取り数の減少

1) 飼い主の事情により飼養放棄された犬・ねこについて

- ・終生飼養の思想の普及啓発（安易な飼養や安易な飼養放棄の抑制）
- ・不妊去勢手術やねこの室内飼等の推進（みだりな繁殖の防止）
- ・ペット販売店等における販売時の説明責任の徹底（安易な飼養の抑制）

2) 捕獲収容された犬・ねこについて

- ・所有者明示の推進（返還率の増加、遺棄の防止）
- ・犬の係留飼い、ねこの室内飼いの推進（逸走の防止）
- ・狂犬病予防法に基づく成犬の捕獲収容の実施等（ノラ犬の繁殖防止）
- ・いわゆる「地域ねこ」活動による不妊・去勢手術の実施、愛護団体等との連携による成ねこの引取り支援事業の実施等（ノラねこの繁殖防止）

「外飼い」のねこの区別が困難なことから、ノラねこ（成ねこ）の捕獲については慎重な取扱いが必要である。

生存の機会の付与

飼い主又は新しい飼い主を探す努力を徹底するため、

- ・必要に応じて保管期間を拡大
- ・インターネット等の多様な媒体を活用した情報提供を実施
- ・動物愛護団体や動物愛護推進員との連携の強化

殺処分方法の適正化

処分量の多寡や各個体の特性等に応じて、殺処分方法を使い分け。なお、それぞれの方法については、肉体的・精神的苦痛軽減の観点から、技術・知見の進展等に応じた不断の改善努力が必要。

		麻酔薬等		炭酸ガス
		注射	経口	
処分量	多数			
	少数			

炭酸ガス：濃度調整には十分な配慮が必要。（濃度調整が困難な場合には麻酔薬を併用）
麻酔薬：保定や安全確保を図り難い場合がある。
経口投与麻酔薬：一部自治体で使用されているが、動物用医薬品としては認められていない。

引取り対象動物種の拡大

- ・引取りの実施の有無については、設備・要員・予算上の制約があることから、地域の実情に応じ、各自治体がケースバイケースで判断

2 普及啓発

（１）実態

動物の愛護管理を推進するための基盤を整備するためには、「普及啓発」が重要であることから、動物愛護週間行事をはじめとする各種普及啓発事業が全国各地で行われているが、動物愛護管理法の趣旨・内容等の周知度は低い状況にある。

（２）対応策（案）

- ・ホームページ等を活用した各種情報・行事等の積極的な提供。また、アクセシビリティ・レジビリティの向上を図るため、国においては、関係機関・団体が共通して利用できる掲示板等を整備
- ・動物愛護推進員の委嘱の推進と活用

3 動物愛護管理行政の計画的推進

（１）実態

動物愛護管理行政を長期的な見地から計画的に推進するため、学識経験者やNGO等の関係者の意見等を聞きながら、施策の目標、及び目標を達成するための手段の総合的・体系的実施方法を明示した「動物愛護管理計画」を策定している自治体が増えてきている。また、このような計画の必要性に関する認識も高まってきている。

（２）対応策（案）

- ・動物愛護管理行政（国）の長期的展望を示しつつ、自治体における計画等の作成に当たっての技術的な助言等を実施（ガイドラインの作成等）

作成に当たっての配慮事項

明確な目標

多様な手段の総合化・体系化

合意形成（多様な主体の参画と透明性の確保）

資料3 - 1 犬ねこの引取りや殺処分等

1. 犬ねこの引取り等の仕組み

動物愛護管理法においては、犬及びねこの引取りを求められた場合は、都道府県等が引き取ることになっている（所有者が分からない犬又はねこに準用）。また、公共の場において疾病にかかったり負傷した犬、ねこ等の動物について通報があった場合については、その動物を収容しなければならないこととされている。

このほか、犬については、狂犬病予防法において、登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬を認めた時は、都道府県等はこれを抑留しなければならないこととされている。

動物の愛護及び管理に関する法律

（犬及びねこの引取り）

第18条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下中核市という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第1項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第1項（前項において準用する場合を含む。第5項及び第6項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。

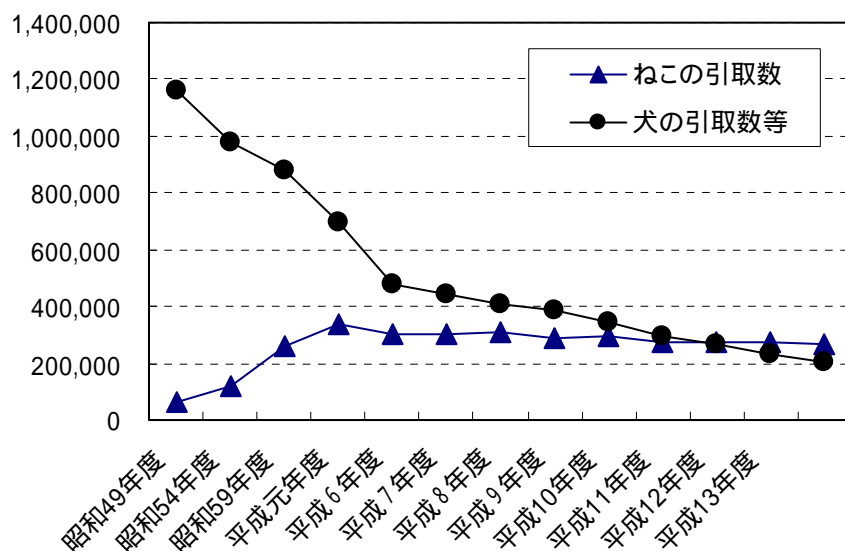
狂犬病予防法（抑留）

第6条 予防員は、第4条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、又は第5条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

2. 引取り等の実態

(1) 引取り数等

平成14年度の引取り数等は約47万頭で、殺処分率は約97%である。
 (動物愛護管理法：373,518頭、狂犬病予防法：93,797頭)



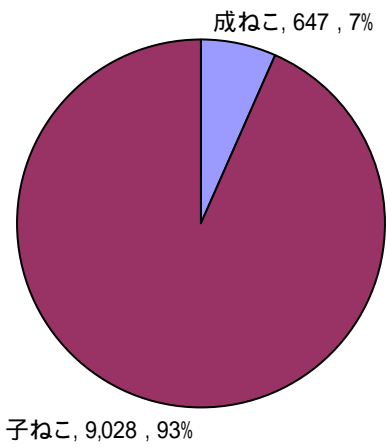
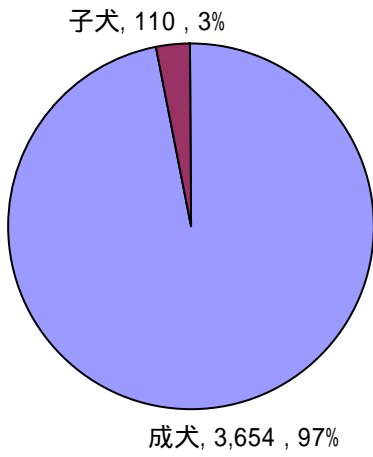
注) 犬の引取り数等は、動物愛護管理法に基づく引取りと狂犬病予防法に基づく徘徊犬の収容頭数(返還分を除く)を足した数。なお、犬の引取り数と徘徊犬収容頭数との間には、一部重複集計あり。

	動物愛護管理法に基づく引取り								狂犬病予防法に基づく抑留		
	引取り	犬			引取り	ねこ			抑留	返還	殺処分等
		処分(注)				処分					
		譲渡	殺処分			譲渡	殺処分				
一般	その他	殺処分	一般	その他	殺処分						
H10	169,878	8,984	6,961	171,596	297,878	1,476	1,936	295,453	191,693	17,932	173,761
H11	145,432	9,512	5,872	145,146	275,791	1,478	1,176	274,670	166,647	16,308	150,339
H12	129,850	9,913	4,038	142,055	275,865	1,824	1,165	273,911	151,574	15,336	136,238
H13	117,399	11,576	2,368	124,041	273,068	2,245	440	272,884	126,570	15,004	111,566
H14	108,129	10,792	1,073	112,618	265,389	2,931	142	264,902	110,055	16,258	93,797

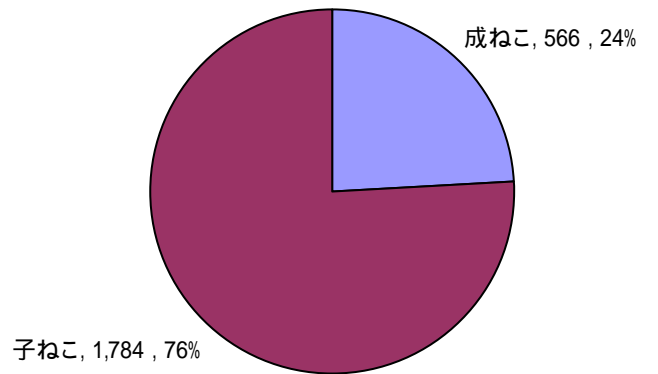
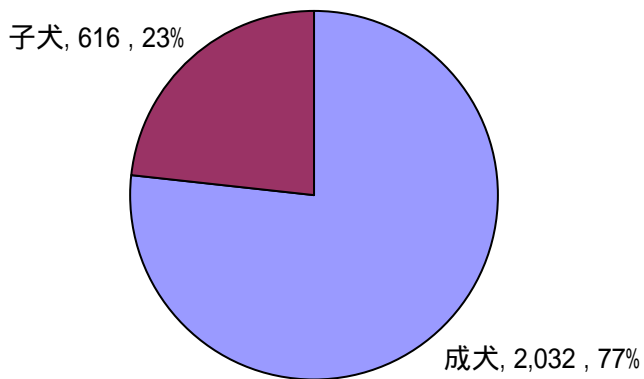
(注) 犬の処分数については、狂犬病予防法に基づく抑留犬の処分数の一部が含まれている。

引き取られた犬ねこにおける幼齢動物の割合

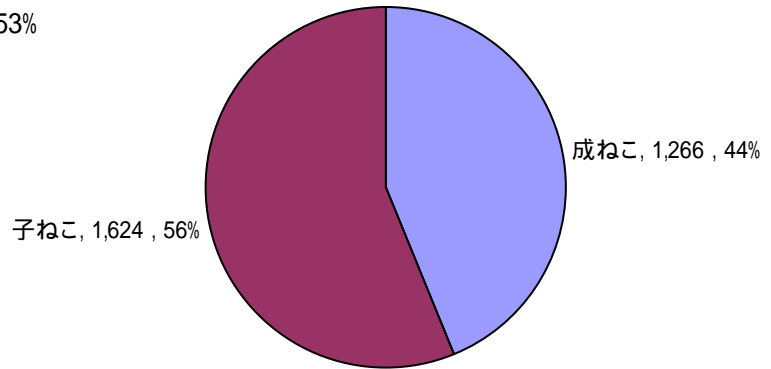
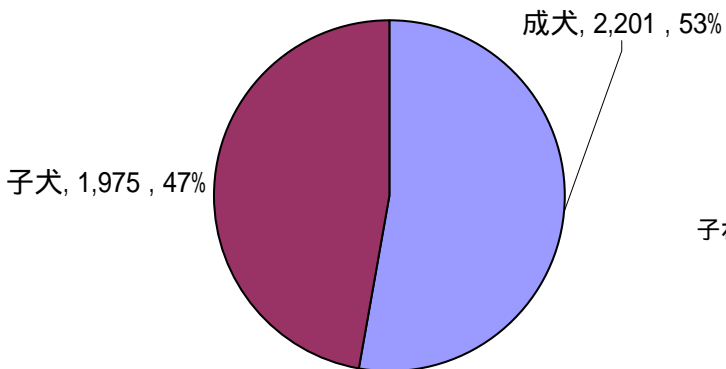
東京都



愛媛県

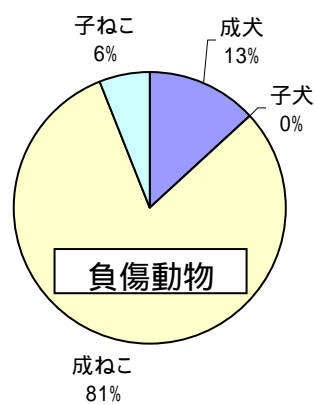
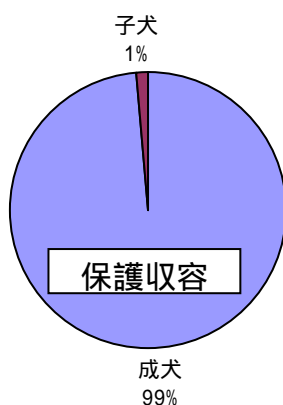
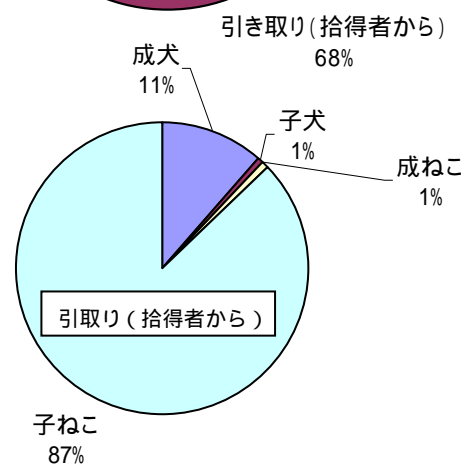
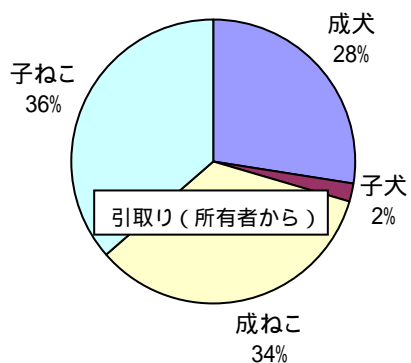
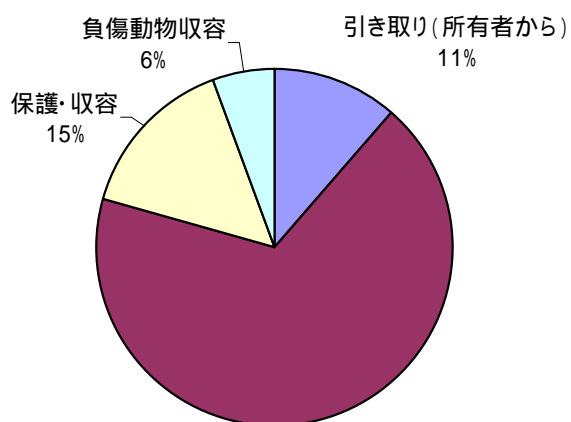
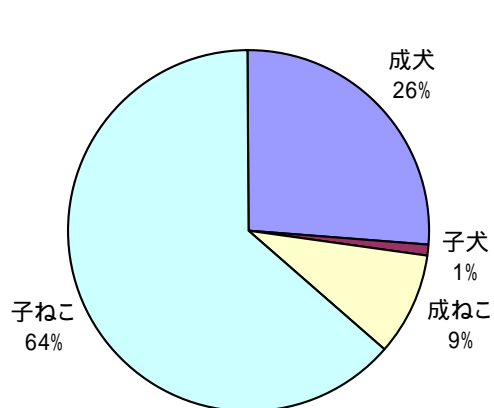


青森県

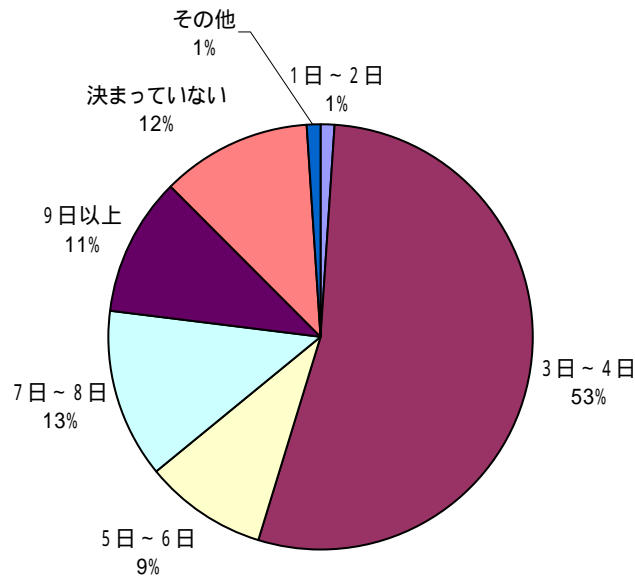


東京都において引き取られた犬ねこの内訳（平成14年度）

		合計	引取り			保護・収容	負傷動物収容
			小計	所有者から	拾得者から		
計		14,263	11,316	1,631	9,685	2,123	824
犬	小計	3,870	1,641	482	1,159	2,123	106
	成犬	3,759	1,559	450	1,109	2,095	105
	子犬	111	82	32	50	28	1
ねこ	小計	10,377	9,675	1,149	8,526	-	702
	成ねこ	1,299	647	557	90	-	652
	子ねこ	9,078	9,028	592	8,436	-	50



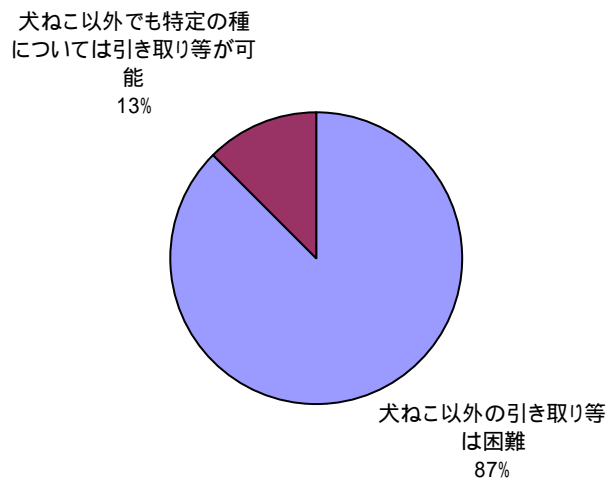
(2) 収容日数 (飼主以外の者によって持ち込まれた場合)



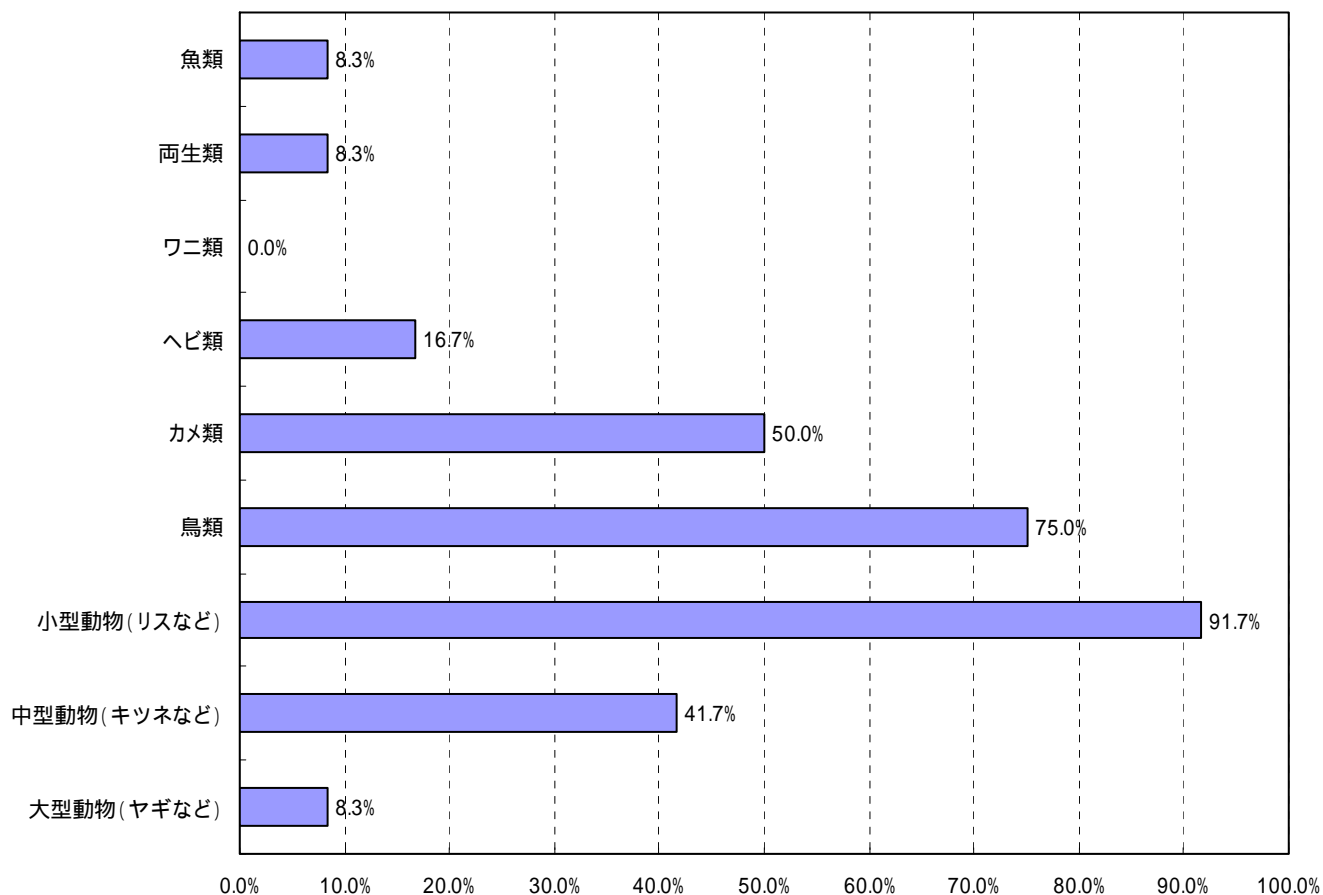
飼主によって持ち込まれた場合の保管日数は、ケースバイケースで対応している自治体が多い。また、その際に手数料を徴収している自治体は27%であり、その金額は200円～5,600円となっている。
なお、処分費用(ランニングコスト)は、各自治体によってまちまちであるが、1千数百円～6千円程度となっている。

(3) 犬ねこ以外の動物の引取り等の状況

犬ねこ以外の動物の引取り等の可能性



引取・収容可能な動物種



出典：都道府県、指定都市、中核市に対してH16年2月に行った環境省アンケート調査

(4) 飼い主探し・譲渡事業

各自治体では、収容された犬ねこについて、できるだけ生存の機会を与えるために、迷子になって収容された犬ねこ等の飼い主探し、及び新たな飼い主を探して譲渡するための事業等を実施している。

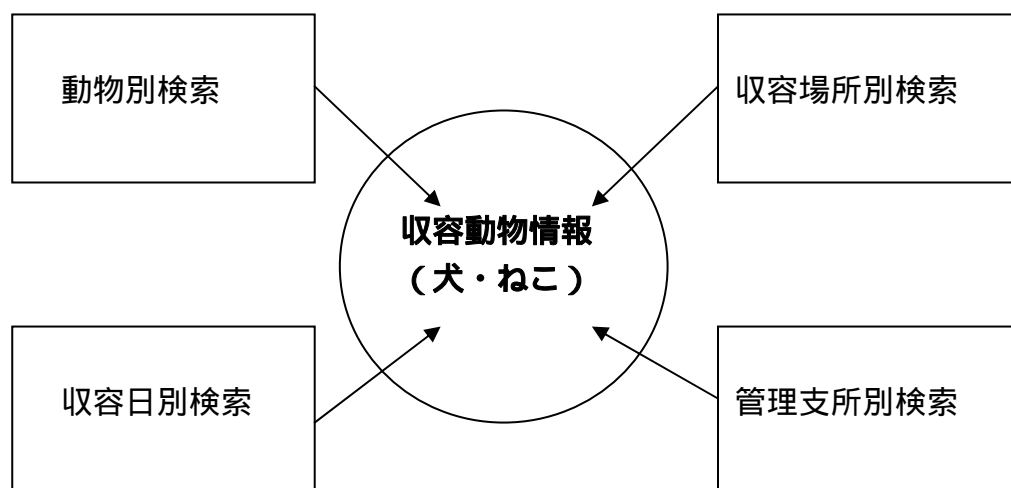
例えば、東京都では、HP等を活用して、以下のような事業を実施している。

飼い主探しのための情報提供

(ホームページ利用を含め H14 返還数 犬 2,466 頭 (73%)、ねこ 15 頭 (0.2%))

東京都動物愛護相談センターのホームページにおいて、「収容動物情報」として、犬及びねこの情報及び写真を掲示している。

(それぞれ動物別(犬ねこそれぞれの種類からの検索)、収容場所別、収容日別、管理支所別の各項目から検索可能)



収容動物情報には、種類、大きさ、毛色、毛の長さ、首輪等の情報を記載
また、動物を探す手がかりのため、写真画像を掲載(一部未掲載のものあり)。

犬・ねこの譲渡事業(ホームページ利用を含め H14 譲渡数 犬 429 頭、ねこ 155 頭)

愛情と責任をもって終生飼養し、他の飼い主の模範となり適正に飼うことができる希望者を対象に、講習会を実施したうえで犬・ねこの譲渡を実施。

(譲渡にあたっては、東京都在住であること、動物愛護相談センター主催の譲渡講習会を受講できること、最後まで責任を持って飼い続けることができること、不妊、去勢手術等の繁殖制限措置を確実に実施できること等の条件がある。)

収容動物情報

使い方:
 ・探したい方法を、オレンジ色の4つの丸から選んでください
 ・表示された情報は、三角マークをクリックすると展開します
 ・色の違うところをクリックすると、個別のデータが見られます



動物別検索



収容場所検索



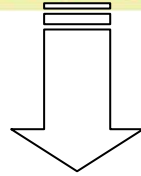
収容日別検索



管理支所別検索

[健康局ホームページへ](#)

掲載している情報には、すでに飼い主に返還されたものも含まれています。
 飼い主以外の方が引き取り(譲渡)を希望されても、お受けできない場合があります。



収容動物情報

2004/06/01
 2004/06/08
 豊島区
 西池袋4丁目
 犬
 ハピオン
 おす
 小
 白/黒/茶(眼周囲)
 長
 赤布製
 老犬
 本所
 本107



収容動物情報

2004/05/28
 2004/06/07
 東久留米市
 浅間町2丁目
 ねこ
 ヒマラヤン
 おす
 中
 灰/薄茶
 長
 灰色スズ付

多摩
 C34



収容動物情報

2004/05/28
 2004/06/07
 小平市
 鈴木町2丁目
 犬
 ミチュアゲックスフンド
 おす
 小
 黒/茶
 中
 黄

多摩
 多125



犬・猫の譲渡事業

動物愛護相談センターでは、地域で模範的な飼い主になっていただくためと、動物愛護の観点から当センターで引き取った犬猫の譲渡をしています。

申し込み条件

- 東京都にお住まいの方
- 犬猫の飼育が許されている住宅にお住まいの方
- 成人の方(お子さんが希望されている場合は、親御さんに講習会、譲渡にお越しいただきます)
- 当センター主催の譲渡講習会を受講できる方
- 最期まで責任をもって飼いつづけることができる方
- 不妊、去勢手術等の繁殖制限措置を確実に実施できる方

譲渡をご希望の方は →

もっと詳しく

譲渡の方法

1 電話申し込み



各係・出張所でお受けします。
お住まいの地域に係らずお申し込みいただけます。
この際、申し込み条件の確認をします。



2 譲渡事前講習の受講



申し込みいただいた各係・出張所で講習を受講して下さい。
譲渡事前講習を受けた方を当センターの譲渡対象者として登録します。

譲渡事前講習会

3 譲渡と譲渡時講習の受講

譲渡対象者として登録された方に譲渡をいたします。
同時に譲渡時講習を受けていただきます。



譲渡の場所

23区	成犬・成猫の譲渡をご希望の方
	飼養管理係 (世田谷区八幡山2-9-11 電話03-3302-3507)
	子犬(注)・子猫の譲渡をご希望の方
城南島出張所	(大田区城南島3-2-1 電話03-3790-0861)
	犬・猫の譲渡をご希望の方
多摩	多摩支所
	飼養管理係 (日野市石田192-33 電話042-581-7435)

(注)子犬の譲渡をご希望の方へ

当センターで譲渡している子犬はすべて雑種です。
また都内では収容、引き取りする子犬の数は極めて少ないため、すぐに子犬を譲渡できる状況ではありません。

ご希望されてもお待ちいただくこととなりますので、予めご了承のうえお問い合わせください。

譲渡後講習会(しつけ方教室)

犬の譲渡を受けた方の、初心者向けの「しつけ方教室」です。

これから犬を飼おうとお考えの方や、すでに犬をお飼いの方など、ご希望の方はどなたでも受講になれます。



犬のしつけ教室

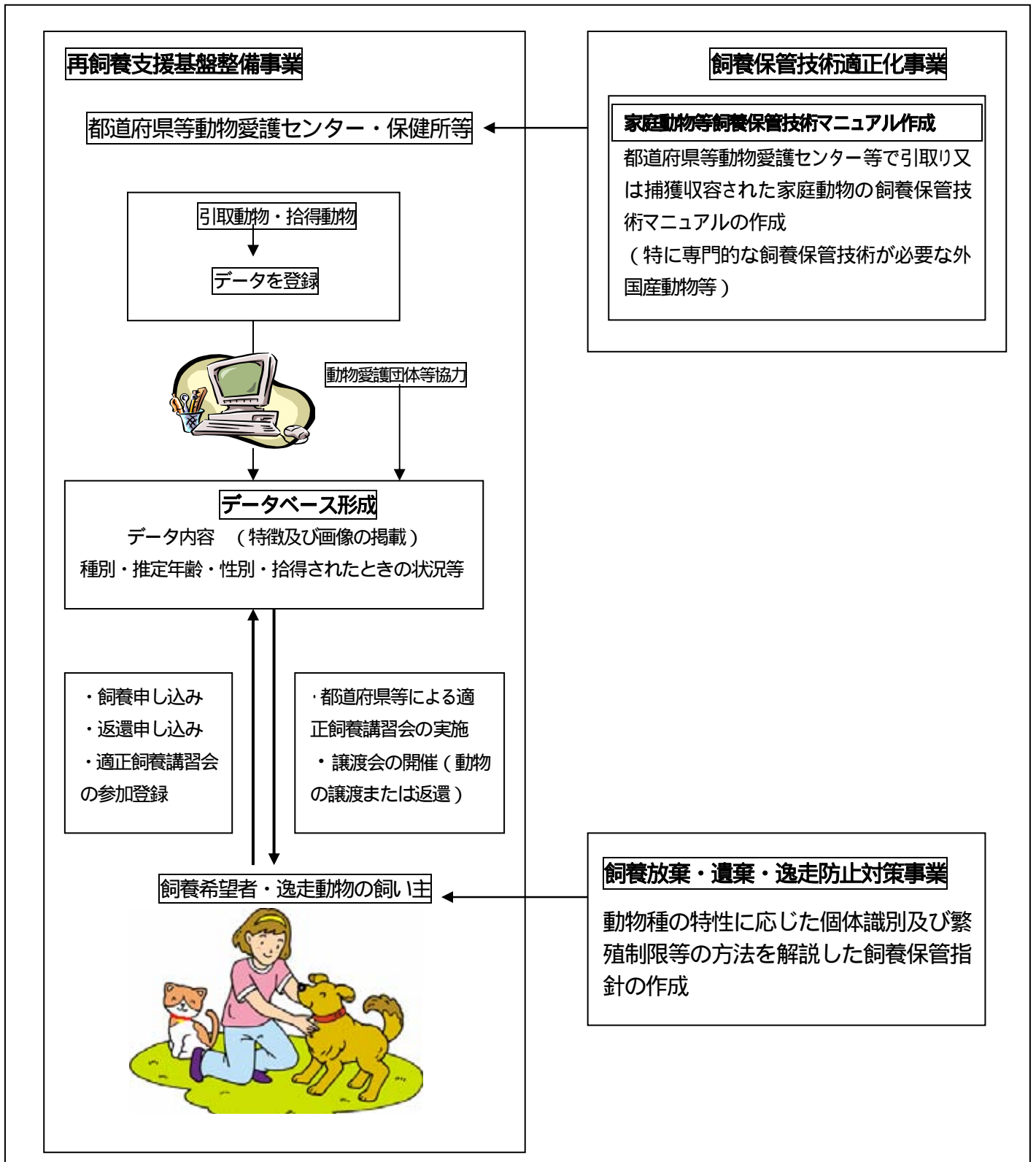
犬又はねこ等の譲渡実施細目について

平成15年5月15日に「犬又はねこ等の譲渡実施細目」が改正されました。PDFファイルでご覧になれます。



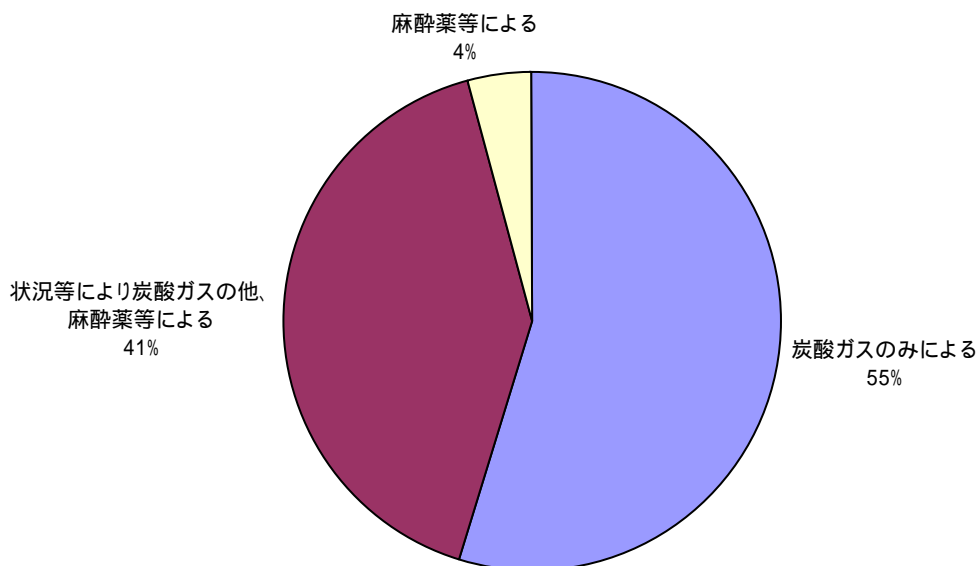
家庭動物の終生飼養推進事業

家庭動物を遺棄したり、都道府県等に引取りを求める飼い主が跡を絶たない状況であることから、環境省では、平成16年度より2ヵ年かけて、次の事業を実施することとしている。



3 殺処分の方法

各自治体における殺処分の方法であるが、炭酸ガス(CO₂)を利用した方法が96%を占めている。



使用されている主な麻酔薬等の種類

- ・麻酔薬等の使用
バルビツール系麻酔薬、塩酸ケタミン等
- ・麻酔薬と筋弛緩薬の併用
麻酔薬 + 塩化スキサメニウム

動物の処分方法に関する指針(抜粋)

第3 処分動物の処分方法

処分動物の処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

動物の処分方法に関する指針の解説(抜粋)

(内閣総理大臣官房管理室監修、動物処分方法関係専門委員会編)

ア. 吸入薬剤による処置

炭酸ガス(CO₂)、エーテル、ハロタン、メトキシフルラン、エンフルラン、イソフルラン等

イ. 非吸入性薬剤による処置

バルビツール系麻酔薬

安楽死に関するレポート(2000 Report of the AVMA Panel on Euthanasia)(米国獣医学会)

付録1 安楽死のための薬物と方法

犬、ねこ

許容される方法

バルビツール系麻酔薬、吸入用麻酔薬、二酸化炭素(炭酸ガス)、一酸化炭素、一般的な麻酔薬を併用する塩化カリウム

条件付きで許容される方法

窒素、アルゴン(犬ではこのほかに)ボルトピストル、感電

炭酸ガス(CO₂)

炭酸ガスは空気中に0.04%含まれており、その高濃度の吸入による麻酔効果はよく確かめられている。

犬、猫の安楽死用に広く用いられ、また、食肉用の豚のと畜前の麻酔用として使用されている。(出典：動物の処分方法に関する指針の解説)

バルビツール系麻酔薬

本剤は、静脈内投与後、数秒で意識不明となり、続いて深麻酔に進行する。投与を続行すると呼吸中枢の抑制により、呼吸停止、心停止に至り、死亡する。(動物の処分方法に関する指針の解説より抜粋)

バルビツール系麻酔薬の一つ、ペントバルビタールナトリウムは、筋肉内注射、腹腔内注射、静脈内注射などの投与経路があるが、前二者は薬用量及び麻酔効果に個体差が著しく不確実なので、通常は静脈内に投与するとされている。また、副反応として、血管外にもれると、局所に疼痛・腫脹を起こすことがあるとされている。

(出典：農林水産省動物医薬品検査所ホームページ)

塩酸ケタミン

塩酸塩のかたちで使用される非バルビタール系の速効性の全身麻酔薬である。静脈内あるいは筋肉内のどちらでも用いられる。

麻酔薬としての使用上の注意として、筋肉注射後、痛みのため患畜(動物)が暴れることがあるので、最初の保定を確実にすること、犬に投与する場合、通常、キシラジン等の鎮静剤を前投与することとされている。

(出典：農林水産省動物医薬品検査所ホームページ)

塩化スキサメトニウム(塩化サクシニルコリン)

筋弛緩薬の一種。死を迎えるまで意識がある筋弛緩薬は、単独では安楽死用薬剤として使用すべきではない。

(出典：動物の処分方法に関する指針の解説)

4 引取りや殺処分に関する諸外国の状況

(1) 引取り、殺処分数

単位: 万頭

		飼養頭数	引取り数		殺処分数	
				飼養頭数に対する引取り数率		引き取り数に対する殺処分の割合
日本	犬	1,113	22	2%	21	約 9割
	猫	696	27	4%	26	約 9割
イギリス	犬	690	5以上	1%	1以上	約2割以上
	猫	800	23以上	3%	2以上	約1割以上
アメリカ	犬	5,400	600 ~ 800	5% ~ 7%	300 ~ 400	約 5割
	猫	5,600				

日本: 犬の引取り数、殺処分数には、狂犬病予防法に基づく抑留数を含む。(一部重複あり)

イギリス: 引き取数及び殺処分数は、主な民間引取り施設である

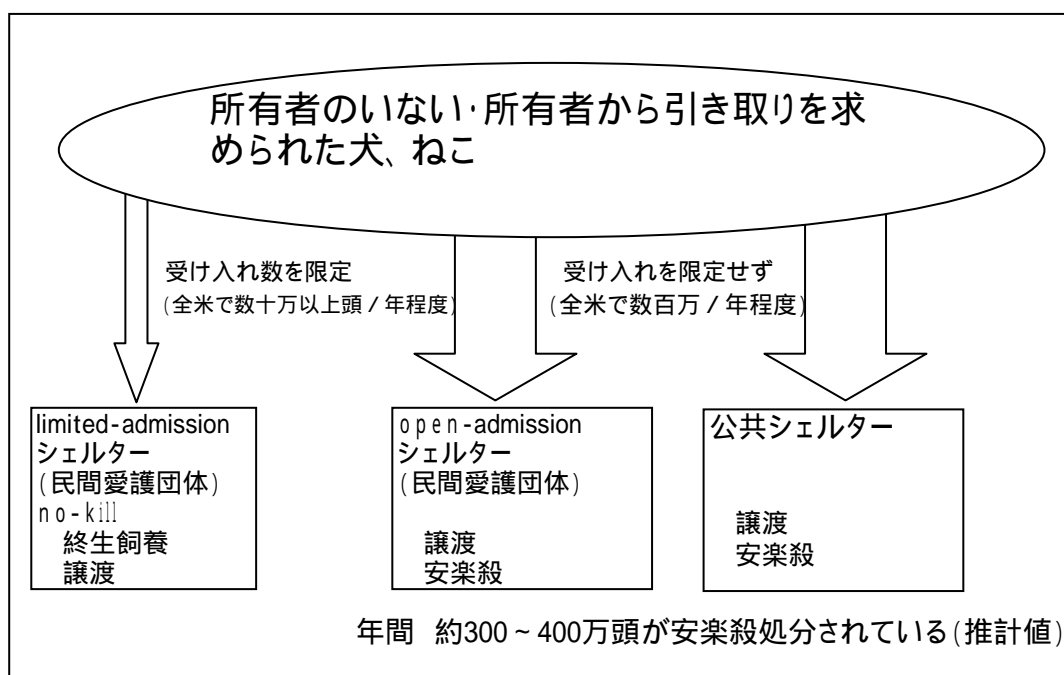
RSPCA, Dogs Trust, Battersea Dogs Home, Wood Green Animal Shelters, Cat Protectionの合計値。従って、表中の数値以上であると思われる。

アメリカ: HSUS Pet Overpopulation Estimatesの資料より推計。

(2) 譲渡事業

欧米諸国においては、動物愛護団体が運営する引取り施設（シェルター）が中心になって、譲渡事業を行っているといわれている。また、米国における動物収容施設は、受け入れを限定し譲渡のみを行う民間シェルター、受け入れを限定せず譲渡、安楽殺を行う民間シェルター、譲渡、安楽殺を行う公共シェルターに大別され、次のように役割分担しているといわれている。

アメリカにおける動物の引取り施設



資料3 - 2 普及啓発

1. 概要

動物の愛護管理を推進するための基盤を整備するためには、「動物愛護管理思想の普及啓発」が重要であることから、動物愛護週間行事をはじめとする各種普及啓発事業が全国各地で行われているが、動物愛護管理法の趣旨・内容等の周知度は低い状況にある。

(普及啓発)

第3条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第4条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、9月20日から同月26日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

2. 動物愛護週間行事の実施状況

(1) 中央行事(平成14年度:環境省)

主催	行事名	期日	場所	行事内容
*実行委員会 環境省、東京都、台東区、(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(社)日本愛玩動物協会、(社)日本動物保護管理協会、(社)日本動物園水族館協会 他	動物愛護フェスティバル		上野恩賜公園内(東京都美術館、野外ステージ、不忍池畔、上野動物園)	動物愛護セレモニー、動物愛護功労者等表彰式、動物愛護シンポジウム、アトラクション等(愛犬のしつけ教室、動物なんでも相談室、各種ブース展示、動物ふれあい広場、映画上映会、コンテスト表彰他)
	動物愛護セレモニー	9月21日(土) 13:00~13:45		
	動物愛護シンポジウム	21日(土) 13:45~16:45		
	アトラクション	9月21日(土)~ 22日(日)		

(2) 地方行事

都道府県、政令都市、中核市95自治体中その87%に当たる83の自治体が動物愛護週間行事を実施している。

全国動物愛護週間行事実施概要（平成14年度）

都道府県等名	実施時期	実施場所	名称
北海道	9.1～9.29間の いずれか1日	北海道14支庁全 てで実施	子犬・子猫飼いまさかし、ペットフェスティバル
青森県	9.21	青森市(県営浅 虫水族館)	動物ふれあいフェスティバル2002
岩手県	9.18～10.6	盛岡市他8カ所	動物愛護フェスティバル等
宮城県	9.21	富谷町動物愛護 センター	動物愛護週間特別開場
秋田県	9.23	秋田市	動物愛護フェスティバル2002
山形県	9.23	山形市	第22回山形県動物愛護フェスティバル
福島県	9.29	福島市	平成14年度福島県動物愛護フェスティバル
茨城県	9.19～9.21	笠間市	大好きいばらき動物愛護フェスティバル2002
栃木県	9.23	宇都宮市	2002とちぎ動物愛護フェスティバル
群馬県	9.21～9.22	前橋市他	動物愛護ふれあいフェスティバル
埼玉県	9.21	川越市	・彩の国さいたま動物愛護週間記念事業 ・「アニマルセラピー講演会&愛犬のしつけ方 教室」
千葉県	9.21	富里市	なかよし動物愛護フェスティバル2002
東京都	9.21～9.22	東京都上野恩賜 公園	動物愛護週間中央行事「動物愛護ふれあい フェスティバル」
神奈川県	9.23～10.12	津久井郡相模 湖町 平塚市 (動物保護セン ター)	動物愛護フェスティバル神奈川2002inつく い 動物愛護のつどい
新潟県	9.21～9.23	長岡市他6市町	動物フェスティバル
富山県	9.22	立山町	動物愛護フェスティバル
石川県	9.19～9.24	金沢市、辰口町	・動物ふれあいフェア2002 ・小学生動物愛護絵画展
福井県	9.22	清水町	動物愛護フェア
山梨県	9.23	玉穂町(動物愛 護指導センター)	山梨県動物愛護デー
長野県	9.24	長野市	動物愛護フェスティバル2002インながの
岐阜県	9.22	岐阜市	動物愛護フェスティバル・ぎふ
静岡県	9.21	焼津市	動物愛護フェスティバル静岡2002
愛知県	9.20～9.26	豊田市(動物保 護管理センター) 他3市	動物愛護週間行事
三重県	9.20～ 9.26 10.27	熊野市 津市 御園村	平成14年度どうぶつあいごデー 動物 愛護の絵・ポスター展 平成14年度動物愛 護フェスティバル(健康まつりの一環として)
滋賀県	9.21～22,10.6	栗東市他2町	2002動物フェスティバル
京都府	11月下旬	未定	人と動物の共生フェア(仮称)
大阪府	9.21	高槻市	動物とのふれあいイベント(仮称)

都道府県等名	実施時期	実施場所	名 称
兵庫県	10.26	尼崎市(動物愛護センター)	平成14年度動物愛護フェア
奈良県	9.25 10.5	香芝市 奈良市	飼い犬のしつけ方教室 第20回なら動物愛護フェスティバル
和歌山県	9.22～9.23 10.13	野上町 吉備町	WAW FESTA(わうフェスタ)in 動物愛護週間
鳥取県	9.20～9.26	鳥取市	・動物ふれあい写真展等 ・動物愛護推進セミナー ・動物ふれあい教室
島根県	9.22	出雲市	動物愛護講演会
岡山県	9.22～9.23, 9.29,10.13, 10.27.11.17	岡山市他6市町	岡山市動物愛護フェスティバル他
広島県	9.21 9.16	尾道市 呉市	どうぶつ愛護のつどい
山口県	9.23	山口市	動物愛護フェスタ2002
徳島県	9.23	徳島市(新町川公園・とくしま動物園)	動物愛護のつどい
香川県	9.23	高松市	動物愛護フェスティバル
愛媛県	9.23	土居町	第11回動物愛護フェスティバルえひめ
福岡県	9.20～9.26	太宰府市、古賀市	・2002動物愛護フェスティバルふくおか ・動物慰霊祭
佐賀県	9.23	佐賀市	第19回動物愛護フェスティバル佐賀
長崎県	9.20～9.26	長崎市他5市	動物愛護週間における記念行事
熊本県	9/23～11/10	熊本市他9市町	・犬のしつけ方教室 ・ペットの里親探し ・ペットの健康飼育相談等
大分県	9.10～10.1	大分市 山香町	2002動物愛護県民公開フォーラム 「一日動物愛護管理員」行事 愛犬しつけリーダー養成講習会
宮崎県	11.2	高城町	みやざき愛犬まつり2002
鹿児島県	9.21	鹿児島市	動物愛護週間図画コンクール表彰式
沖縄県	9.20～9.26	那覇市 豊見城市 大里村	市町村動物愛護キャラバン 動物愛護の集い 動物慰霊祭
大阪市	7.22～9.23	大阪市(天王寺動植物公園、動物管理センター)	・動物総合感謝祭 ・動物慰霊祭他 ・愛犬教室、子犬の広場、子犬の世話
名古屋市	9.20～9.26	名古屋市(動物愛護センター他)	・動物フェスティバル2002なごや ・動物愛護センター祭 ・動物愛護センター動物慰霊祭 ・児童動物図画展
京都市	9.26,10.5	京都市	・犬・猫の慰霊式 ・平成14年度動物愛護フェスティバル
横浜市	9月～10月	横浜市各区	区民祭り等と合同で実施
神戸市	9.21 9.19,10.18 10.19	神戸市	動物愛護週間表彰贈呈式 りぶ・らぶ・あにまるず国際シンポジウム 子どもたちと犬たちのふれあいフェスティバルinひがしなだ

都道府県等名	実施時期	実施場所	名 称
北九州市	9.20～9.26	北九州市	北九州市動物愛護デー
札幌市	9.20～9.26	札幌市	動物愛護週間行事 動物愛護週間パネル展 動物愛護週間街頭PR 小動物慰霊祭
川崎市	9.22, 9.23 9.26	川崎市(麻生市民館・区役所広場他2カ所)	動物愛護フェアかわさき2002 動物園ガイドツアー 動物慰霊祭
福岡市	9.23～26	福岡市	・動物愛護フェスティバル ・犬・猫の慰霊祭
広島市	9.22	広島市(中区東千田公園)	2002ひろしま動物フェスティバル
仙台市	9.20～9.22	仙台市	動物愛護週間記念行事
千葉市	9.22	千葉市	ふれあい動物フェア2002inちば
宇都宮市	9.23	宇都宮市(動物愛護指導セン)	2002とちぎ動物愛護フェスティバル
新潟市	9.22	新潟市	動物フェスティバル
金沢市	9.25	金沢市(小動物管理センター)	小動物慰霊祭
岐阜市	9.20 9.22	岐阜市	愛犬さがしの会 動物愛護フェスティバルぎふ
静岡市	9.28	静岡市	第30回静岡市動物慰霊祭
堺市	9.21	堺市(動物指導センター)	動物愛護フェア
姫路市	9.15	姫路市	02姫路動物愛護フェスティバル
岡山市	9.24～9.25 10.13	岡山市	動物愛護パネル展 動物愛護フェスティバル
熊本市	9.22 9.23	熊本市	動物愛護啓発活動 動物愛護フェスティバル
鹿児島市	10月中旬	鹿児島市	小動物慰霊祭
秋田市	9.23	秋田市	動物愛護フェスティバル2002あきた
郡山市	9.19 9.26	郡山市	飼い犬のしつけ方教室
和歌山市	9.20～9.26	和歌山市	動物慰霊式他
長崎市	9.23	長崎市(長崎ペンギン水族館)	第27回動物愛護フェスタ
大分市	9.23	大分市	親子ふれあい動物フェスタ
豊田市	11.16	豊田市	とよた動物愛護のつどい2002
福山市	9.20～9.26 9.22	福山市役所他3カ所 福山市動物愛護センター	動物愛護週間パネル展 動物愛護のつどい
宮崎市	10.13	宮崎市	動物ふれあい広場(みやざき健康ふくしまつりの一環として)

都道府県等名	実施時期	実施場所	名 称
いわき市	9/17～10.13	いわき市(保健所他3カ所)	飼い犬のしつけ方教室他
長野市	9.23	長野市	動物愛護フェスティバル2002インながの
豊橋市	9.8	豊橋市	豊橋健康フェスティバル
高松市	9.23	高松市	動物愛護フェスティバル
旭川市	9.22	旭川市	子犬・子猫の飼い主さがし ペットに係る特別講演会 無料健康相談
横須賀市	9.22	横須賀市	動物フェスティバル横須賀 2002
奈良市	10.5	奈良市	第20回なら動物愛護フェスティバル

3. 普及啓発事業

国や自治体によって行われている各種の普及啓発事業は下記のとおりである。

国

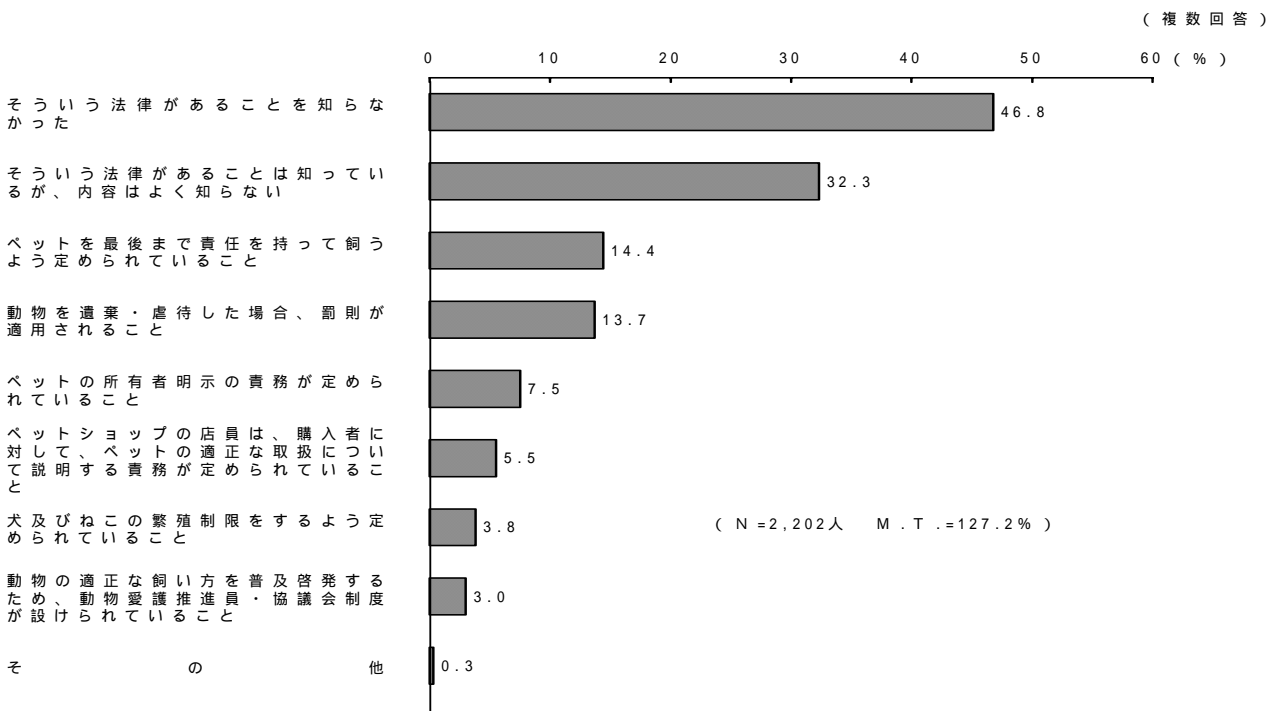
適正飼養の指針となる説明マニュアルの作成
 適正飼養に関する講習会の実施
 適正な飼養管理、繁殖制限、個体識別に関するモデル事業の実施

自治体（例）

適正飼養、繁殖制限等に関する地域における指導
 いぬのしつけ方教室の開催
 マナーアップキャンペーンの実施
 動物愛護推進員の活動報告会の実施
 学校における動物愛護教育
 動物とともに高齢者宅を訪問する動物ふれあい訪問活動の実施
 愛護団体による出張ミニ講習会への支援
 アニマルセラピーの情報収集・体制整備
 補助犬活動への支援
 ホームページによる普及啓発

4. 動物の愛護及び管理に関する法律の周知度

平成15年7月実施の世論調査報告書によると、「動物の愛護及び管理に関する法律があることを知らなかった」と回答した者が全体の47%、「そういう法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した者が32%で、計79%が「あることを知らない、又は内容をよく知らない」状況である。



資料3 - 3 動物愛護管理行政の計画的推進

動物愛護管理行政を長期的な見地から計画的に推進するため、学識経験者やNGO等の関係者の意見を聞きながら、政策の目標、及び目標を達成するための手段の総合的・体系的実施方法を明示した「動物愛護管理行政計画」を策定する自治体が増えてきている。

平成15年度末では、秋田県、茨城県、埼玉県、東京都、静岡県の各自治体が作成している。

行政計画の作成例

作成主体		秋田県	茨城県
計 画 内 容	計画名称 (策定年度)	あきた動物愛護管理基本構想 (H14)	茨城県動物愛護推進計画 (H15)
	計画事項(目次)	<p>序章 基本構想の考え方</p> <p>1 目的</p> <p>2 基本目標</p> <p>3 基本構想の性格と役割</p> <p>4 基本構想の実施期間</p> <p>第1章 秋田県の将来像</p> <p>第2章 秋田県の現状</p> <p>1 社会動向</p> <p>2 ペット動物の飼養保管の現状</p> <p>(1) ペット動物の飼養状況</p> <p>(2) 特定動物の飼養状況</p> <p>(3) ペット動物の入手方法</p> <p>(4) ペット動物の飼養に関する意識</p> <p>(5) 終生飼養に関する意識</p> <p>(6) 繁殖制限に関する意識</p> <p>3 ペット動物による被害・迷惑の現状</p> <p>(1) アンケート調査結果</p> <p>(2) 行政事務実績</p> <p>4 動物愛護団体の現状</p> <p>(1) 動物愛護団体等</p> <p>(2) 動物取扱業</p> <p>(3) 動物病院等</p> <p>(4) その他</p> <p>5 行政に対する要望</p> <p>(1) 県民の意見要望</p> <p>(2) 動物愛護団体等の意見・要望</p> <p>第3章 重点的に推進する施策の方向</p> <p>1 動物の生命を尊び慈しむ心を養うために</p> <p>2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶために</p> <p>3 人と動物、動物を介した人と人との楽しい交流のために</p> <p>第4章 推進体制</p>	<p>総論</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置づけと性格</p> <p>3 計画期間と進行管理</p> <p>4 計画の基本方向</p> <p>(1) 動物愛護の普及啓発と県民への定着</p> <p>(2) 動物の適正飼育と飼い主責任の徹底</p> <p>(3) 動物愛護推進体制の構築と関係者の役割</p> <p>5 茨城県の動物愛護の現状</p> <p>(1) 平成13年県民世論調査(平成13年7月実施)の概要</p> <p>(2) 動物愛護関係指標の現状</p> <p>6 動物愛護推進目標の設定</p> <p>7 動物愛護推進施策の体系</p> <p>各論</p> <p>1 県民への動物愛護意識の啓発</p> <p>2 動物愛護を担うひとづくり</p> <p>3 動物愛護団体の育成と強化</p> <p>4 動物の適正飼養の普及啓発</p> <p>5 アニマルセラピーや身体障害者補助犬の育成支援</p> <p>6 人と動物に共通する病気に関する調査研究</p> <p>7 犬・猫引取業務の改善</p> <p>8 学校教育との連携(学校獣医師)制度創設への提言)</p> <p>9 動物愛護推進拠点のあり方と連携</p> <p>資料編</p>
	数値目標の設定項目及び数値		<p>犬ねこ引取頭数</p> <p>16,565(H13) 8,000未満(H19)</p> <p>捕獲された犬の返還率</p> <p>1.2%(H13) 10.0%(H19)</p>
	計画の有効期間	H15年度～H22年度(8年間)	H15年度～H24年度(10年間)
計画作成手続き	・県民アンケートの実施 ・検討委員会	・作成委員会	

作成主体	埼玉県	東京都	
計 画 内 容	計画名称 (策定年度)	人と動植物がふれあうまちづくり (H13)	東京都動物愛護推進総合基本計画 (H15)
	計画事項(目次)	1 目的、必要性及び効果 2 主な事業 (1) アニマルセラピー活動 (2) ふれあい教室活動 (3) マナーアップ活動 (4) 動物愛護推進員活動 (5) 動物愛護週間記念行事の実施	序章 人と動物との調和のとれた共生を目指して 1 動物愛護を取り巻く社会環境の変化 2 東京都における動物愛護行政の変遷 第1章 動物愛護を取り巻く現状と課題 第1節 動物愛護の現状と社会背景 1 動物飼養の現状 2 動物との絆と意識の変化 3 動物愛護推進に対する気運の高まり 4 動物に対する社会的理解の深まり 5 獣医療及び飼養水準の向上 第2節 動物愛護の課題 1 動物に関する苦情・問題の多発 2 動物取扱業者の社会的役割と責任 3 人と動物との共通感染症の危機 4 動物の逸走、危害及び非常災害時の危険性の増大 第2章 動物愛護推進総合基本計画 第1節 計画の策定 1 計画策定の趣旨 2 目的 3 性格 4 期間 第2節 動物愛護の基本的視点 1 都民等との連携と協働の推進 2 飼い主責務の徹底と情報の提供 3 都民の健康と安全の確保 第3章 具体的施策の展開 第1節 役割分担の明確化と協働体制の整備 1 地域における動物愛護の推進 2 専門的・広域的施策の拡充 第2節 適正飼養の推進 1 人と動物との共通感染症の予防とまん延防止 2 逸走及び危害防止 3 非常災害時における動物愛護対策 第4節 計画の実現に向けて 1 計画の周知及び情報提供 2 計画推進体制 3 評価実施 4 国への提案要求
	数値目標の設定項目及び数値	人と動物ふれあい活動実施回数 20回(H13) 150回(H18)	動物致死処分数 11,322(H14) 50%(H24) 犬・ねこ等の苦情件数 30,976件(H14) 25%(H24) 犬の返還・譲渡の割合 73.2%(H14) 80%(H24) ねこの返還・譲渡の割合 1.6%(H14) 3%(H24)
	計画の有効期間	H13年度～H18年度(5年間)	H15年度～H24年度(10年間) 5年後を目途に見直し
計画作成手続き	・パブリックコメント ・案を議会に公開	・動物愛護管理審議会 ・パブリックコメント	

作成主体	静岡県	
計画名称 (策定年度)	静岡県動物愛護推進計画21 (H12)	
計画事項(目次)	<p>概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 計画の役割と性格 3 計画の期間 4 計画の骨子 5 計画の体系図 <p>基本的方向</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 動物愛護の普及啓発 2 動物の適正飼養の推進 推進計画 <ol style="list-style-type: none"> 1 県民意識の啓発 2 動物愛護を担う人づくり 3 動物愛護団体の育成と強化 4 動物愛護のルールづくり 5 人と動物が共存するために必要な調査・研究の充実 6 動物愛護推進拠点の整備 7 動物愛護管理関係業務等の見直し 主要計画の実施 	
計 画 内 容	数値目標の設定項目及び数値	<p>犬ねこの保護頭数 14,027(H11) 10,300(H16)</p> <p>動物愛護教室受講者 12,147(H11) 21,500(H16)</p> <p>動物愛護週間行事参加者 13,087(H11) 37,000(H16)</p> <p>動物ふれあい訪問者数 5,201(H11) 9,500(H16)</p>
	計画の有効期間	H12年度～H16年度(5年間)
	計画作成手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会からの提言 ・プロジェクト委員会